

令和2年5月8日

金沢地方裁判所管内の破産事件について

金沢地方裁判所

金沢地方裁判所管内の破産事件について、緊急事態宣言の対象期間中の事務等は、以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付はいたします。特に、緊急性のある事件は事前に御連絡ください。

2 破産事件の債権者集会

緊急事態宣言の対象期間中の破産事件の債権者集会は延期します。実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。延期後の次回期日については、別紙のとおりです。

(連絡先電話番号)

金沢地裁本庁 076-262-4614

小松支部 0761-22-8971

七尾支部 0767-52-4602

輪島支部 0768-22-0054

別紙
(本庁)

【指定済み期日】

【延期後の期日】

事件番号	【指定済み期日】		【延期後の期日】
令和元年(フ)第160号	5月13日午後1時30分	→	9月9日午後1時45分
令和元年(フ)第373号	5月15日午前10時00分	→	9月25日午前10時00分
令和元年(フ)第365号	5月15日午前10時15分	→	9月25日午前10時15分
平成30年(フ)第310号	5月15日午前10時30分	→	9月25日午前10時30分
平成31年(フ)第8号	5月15日午前10時45分	→	9月25日午前10時45分
平成31年(フ)第127号	5月15日午前11時00分	→	9月25日午前11時00分
令和元年(フ)第301号	5月15日午前11時30分	→	9月25日午前11時30分
令和元年(フ)第198号	5月15日午後1時15分	→	9月25日午後1時15分
令和元年(フ)第363号	5月15日午後1時30分	→	9月25日午後1時30分
令和元年(フ)第147号	5月15日午後2時00分	→	9月25日午後2時00分
平成31年(フ)第56号	5月15日午後3時00分	→	9月25日午後3時00分
平成31年(フ)第57号	5月15日午後3時00分	→	9月25日午後3時00分
平成30年(フ)第282号	5月22日午前10時00分	→	9月25日午後2時15分
令和元年(フ)第278号	5月22日午前10時15分	→	9月25日午後2時30分
令和2年(フ)第14号	5月22日午前10時30分	→	9月25日午後2時45分
令和元年(フ)第366号	5月27日午前10時00分	→	9月16日午後1時30分
令和元年(フ)第367号	5月27日午前10時10分	→	9月16日午後1時40分
令和元年(フ)第196号	5月27日午前10時30分	→	9月16日午後2時00分
令和元年(フ)第333号	5月27日午前11時00分	→	9月16日午後2時30分
令和元年(フ)第334号	5月27日午前11時10分	→	9月16日午後2時40分
令和元年(フ)第184号	5月27日午前11時30分	→	9月16日午後3時00分
令和元年(フ)第185号	5月27日午前11時40分	→	9月16日午後3時10分
令和元年(フ)第199号	5月29日午前10時00分	→	9月25日午後3時15分
令和元年(フ)第302号	5月29日午前10時15分	→	9月25日午後3時30分

別紙
(小松支部)

事件番号	【指定済み期日】		【延期後の期日】
令和元年(フ)第64号	5月13日午前11時00分	→	延期後の次回期日の時間・場所は、破産係(電話0761-22-8971)までお問い合わせください。
令和2年(フ)第8号	5月13日午後1時30分	→	延期後の次回期日の時間・場所は、破産係(電話0761-22-8971)までお問い合わせください。
令和2年(フ)第10号	5月13日午後1時45分	→	延期後の次回期日の時間・場所は、破産係(電話0761-22-8971)までお問い合わせください。
平成30年(フ)第92号	5月13日午後2時00分	→	延期後の次回期日の時間・場所は、破産係(電話0761-22-8971)までお問い合わせください。
平成31年(フ)第26号	5月27日午後1時30分	→	延期後の次回期日の時間・場所は、破産係(電話0761-22-8971)までお問い合わせください。
令和元年(フ)第75号	5月27日午後2時00分	→	延期後の次回期日の時間・場所は、破産係(電話0761-22-8971)までお問い合わせください。

別紙
(七尾支部)

【指定済み期日】

【延期後の期日】

事件番号			
平成31年(フ)第4号	5月20日午前11時00分	→	9月9日午前11時00分

(輪島支部)

対象事件無し